

白石・福富・有明3町合併協議会 協議事項調整内容

協議第29号

(第3回協議会[平成15年12月10日])提出

(第3回協議会[平成15年12月10日])確認

協 定 項 目	各福祉制度の取扱い 3. 障害者福祉の取扱い
調 整 の 内 容	<p>障害者福祉の取扱いについては、家庭や地域において、生きいきと生活し活動できるように配慮し、調整に努める。</p> <p>(1) 国・県が定める制度に基づき実施している事業および障害者の社会参加に係る事業については、引き続き推進し、新町において調整する。</p> <p>(2) 各町が独自に実施している事業については、従来の実績を考慮し、新町全体の均衡を保つよう調整する。</p> <p>(3) 新町において、障害者福祉計画を策定する。</p>

協 定 項 目	各福祉制度の取扱い 3. 障害者福祉の取扱い	関 係 項 目	各種事業について No.1
---------	----------------------------------	---------	---------------

調整の具体的内容	1. 重度心身障害者タクシー利用助成事業については、合併時に対象者を統一し、1枚500円の利用券を年間24枚交付する。
----------	---

調 整 内 容	重度心身障害者タクシー利用助成事業		
	白 石 町	福 富 町	有 明 町
	<p>【対象者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 肢体不自由(下肢、体幹) 又は、視覚障害により身体障害者手帳の1、2級の交付を受けた者 ・ 知的障害者と判定され、療育手帳(A)の交付を受けた者 ・ その他、町長が必要と認める者 <p>【助成額】</p> <p>1枚500円の利用券を年間24枚交付</p>	<p>【対象者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 身体障害者手帳の1、2級の交付を受けた者 ・ 知的障害者と判定され、療育手帳(A)の交付を受けた者 ・ 精神障害保健福祉手帳を所持している者 ・ その他、町長が必要と認める者 <p>【助成額】</p> <p>1枚560円の利用券を年間24枚交付</p>	<p>【対象者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 肢体不自由(下肢、体幹) 又は、視覚障害により身体障害者手帳の1、2級の交付を受けた者 ・ 知的障害者と判定され、療育手帳(A)の交付を受けた者 ・ 精神障害保健福祉手帳を所持している者 ・ その他、町長が必要と認める者 <p>【助成額】</p> <p>タクシー基本料金の範囲内の利用券を年間24枚交付</p>

白石・福富・有明3町合併協議会 協議事項調整内容

協定項目	各福祉制度の取扱い 3. 障害者福祉の取扱い	関係項目	各種事業について No.2
調整の具体的内容	2. 寝具洗濯乾燥サービス事業については、合併時に対象者、サービス内容を統一し、利用料を徴収する。		
調整内容	寝具洗濯乾燥サービス事業		
	白石町	福富町	有明町
	<p>【対象者】 身体障害者で寝具類の衛生管理が困難な者</p> <p>【サービス内容】 ・掛布団、敷布団、毛布の3点一式 ・掛布団、ベットマット、毛布、マットレスの4点一式 ・掛布団、敷布団、毛布、マットレスの4点一式</p> <p>【利用料】 無料</p> <p>【委託先】 (株)エンドレス佐賀</p>	制度なし	<p>【対象者】 重度の身体障害者で臥床して寝具類の衛生管理が困難な者</p> <p>【サービス内容】 掛布団、敷布団、毛布の3点一式</p> <p>【利用料】 600円</p> <p>【委託先】 (株)エンドレス佐賀</p>